

議員提出議案第2号

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7年 3月24日提出

提出者	朝霞市議会議員	田原	亮
賛成者	朝霞市議会議員	野本	一幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根川	仁志
賛成者	朝霞市議会議員	黒川	滋
賛成者	朝霞市議会議員	外山	麻貴
賛成者	朝霞市議会議員	兼本	尚昌

朝霞市議会議長 様

## 朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年朝霞市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。